

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

霧島市溝辺体育館	・12月29日から翌年の1月3日までの日
----------	----------------------

」を

「

霧島市溝辺体育館	・毎月第1月曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日
----------	----------------------------------

」に、

「

霧島市福山体育館	・毎月第1月曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日
霧島市溝辺運動場	・12月29日から翌年の1月3日までの日

」を

「

霧島市福山体育館	・毎月第1火曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日
霧島市溝辺運動場	・毎月第1月曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日

」に、

「霧島市溝辺庭球場」・12月29日から翌年の1月3日までの日  
」を

「霧島市溝辺庭球場」・毎月第1月曜日  
・12月29日から翌年の1月3日までの日  
」に、

「霧島市溝辺弓道場」・12月29日から翌年の1月3日までの日  
」を

「霧島市溝辺弓道場」・毎月第1月曜日  
・12月29日から翌年の1月3日までの日  
」に、

「霧島市溝辺グラウンドゴルフ場」・12月29日から翌年の1月3日までの日  
霧島市溝辺野外ステージ  
」を

「霧島市溝辺グラウンドゴルフ場」・毎月第1月曜日  
霧島市溝辺野外ステージ  
・12月29日から翌年の1月3日までの日  
」に改める。

別表第3の1 体育館の表中

使用 者が	アマチュアスポーツ に使用する場合	960円	960円	960円	720円	720円	480円
入場 料を 徴収 しな い場 合	文化的催物に使用す る場合(営利又は宣 伝を目的としない場 合)	1,920 円	1,920 円	1,920円	1,440 円	1,440 円	960円
使用 者が	アマチュアスポーツ に使用する場合	2,880 円	2,880 円	2,880円	2,160 円	2,160 円	1,440 円
入場 料を 徴収 する 場合	文化的催物に使用す る場合(営利又は宣 伝を目的としない場 合)	5,760 円	5,760 円	5,760円	4,320 円	4,320 円	2,880 円

場合	上記以外の場合	11,520 円	11,520 円	11,520 円	8,640 円	8,640 円	5,760 円
卓球(1台につき)		80円					
バドミントン(1面につき)		120円					
バレーボール(1面につき)		240円					
バスケットボール(1面につき)		360円					
卓球室及び2階卓球場		230円					
会議室及び観覧室		160円	230円	260円	260円	230円	230円
2階競技場		230円					
ステージ		230円					
トレーニング室		20円					

」を

「

使用者が	アマチュアスポーツ に使用する場合	1,120 円	1,120 円	1,120 円	840円	840円	560円
入場料を 徴収し ない場 合	文化的催物に使用する 場合(営利又は宣伝 を目的としない場合)	2,240 円	2,240 円	2,240 円	1,680 円	1,680 円	1,120 円
	上記以外の場合	4,480 円	4,480 円	4,480 円	3,360 円	3,360 円	2,240 円
使用 者が	アマチュアスポーツ に使用する場合	3,360 円	3,360 円	3,360 円	2,520 円	2,520 円	1,680 円
入場 料を 徴収 する 場合	文化的催物に使用する 場合(営利又は宣伝 を目的としない場合)	6,720 円	6,720 円	6,720 円	5,040 円	5,040 円	3,360 円
	上記以外の場合	13,440 円	13,440 円	13,440 円	10,080 円	10,080 円	6,720 円
卓球(1台につき)		100円					
バドミントン(1面につき)		140円					
バレーボール(1面につき)		280円					
バスケットボール(1面につき)		430円					
卓球室及び2階卓球場		190円					

会議室	140 円	270 円	310 円	310 円	270 円	270 円
観覧室	-	-	-	210 円	-	-
2階競技場						270 円
ステージ						270 円
トレーニング室						100 円

」に改める。

別表第3の2 運動場の表中

「

溝辺運動場、牧園みやまの森運動場、霧島運動場	横川運動場、隼人運動場、牧之原運動場
360 円	360 円
720 円	720 円
1,080 円	1,080 円
2,160 円	2,160 円
220 円	220 円
360 円	360 円
360 円	360 円
220 円	220 円

」を

「

溝辺運動場、牧園みやまの森運動場、霧島運動場、隼人運動場、牧之原運動場	横川運動場
420 円	360 円
840 円	720 円
1,260 円	1,080 円
2,520 円	2,160 円
220 円	220 円
420 円	360 円
420 円	360 円
210 円	220 円

」に改める。

別表第3の3 庭球場の表中

「

900 円	600 円	1,800 円
1,800 円	1,200 円	3,600 円
2,700 円	1,800 円	5,400 円
5,400 円	3,600 円	10,800 円

300 円
-------

」を

「

810 円	540 円	1,620 円
1,620 円	1,080 円	3,240 円
2,430 円	1,620 円	4,860 円
4,860 円	3,240 円	9,720 円
		270 円

」に改める。

別表第3の4 武道館、武道場の表中

「

480 円	240 円
960 円	480 円
1,920 円	960 円
1,440 円	720 円
2,880 円	1,440 円
5,760 円	2,880 円
160 円	120 円
160 円	—
140 円	—
90 円	—

」を

「

560 円	280 円
1,120 円	560 円
2,240 円	1,120 円
1,680 円	840 円
3,360 円	1,680 円
6,720 円	3,360 円
190 円	140 円
140 円	—
120 円	—
80 円	—

」に改める。

別表第3の5 弓道場の表中

「

490 円	120 円	70 円	220 円
-------	-------	------	-------

980 円	240 円	140 円	440 円
1,960 円	480 円	280 円	880 円
1,470 円	360 円	210 円	660 円
2,940 円	720 円	420 円	1,320 円
5,880 円	1,440 円	840 円	2,640 円

」を

「

400 円	100 円	90 円	180 円
800 円	200 円	180 円	360 円
1,600 円	400 円	360 円	720 円
1,200 円	300 円	270 円	540 円
2,400 円	600 円	540 円	1,080 円
4,800 円	1,200 円	1,080 円	2,160 円

」に改める。

別表第3の6 その他の施設の表中

「

2,130 円
80 円
1,050 円
2,100 円
70 円

」を

「

2,670 円
100 円
840 円
1,680 円
100 円

」に改め、同表備考第3号中「(2) 牧園ゲートボール場 1コート1時間につき120円」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うとともに、霧島市溝辺体育館等の休館日等を新たに追加することから、本条例の所要の改正をしようとするものである。